

## 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度 第 28 回超音波検査士資格更新実施について(受付期間延長のご案内)

公益社団法人日本超音波医学会  
理事長 工藤 正俊  
認定超音波検査士制度委員会  
委員長 森 秀明

**※ 第 28 回超音波検査士資格更新対象者は、認定期間が 2018 年 3 月 31 日までの方となります。**

標記の検査士資格更新を実施いたしました。期間内に申請手続きを行わなかった方は、2018 年 3 月 31 日をもちまして資格喪失となるのですが、検査士制度委員会で検討した結果、第 28 回においては、特別措置として 2018 年 4 月 30 日まで申請を受け付けることとしました。

その理由は次のとおりです。毎年、更新対象者の方には事務局から事前案内葉書を郵送しております。さらに、第 27 回までは、更新受付期間終了以降、書類が未着の方に事務局より受付期日を延長し、督促葉書を送付しておりました。

しかし、第 28 回より受付締切日をこれまでの 1 月末日(当日必着)から、2018 年 2 月 14 日(消印有効)に変更し、督促葉書の送付を廃止しました。

今回、締め切り後、事務局へ手続きをされなかった複数名の更新対象者の皆様からの問い合わせがございました。また、複数名の方は更新締切日を 3 月末とっておられたことがわかりました。

つきましては、資格更新あるいは猶予申請をご希望の方は、ウェブサイトをご覧ください、4 月 30 日までに必ず、手続きを行ってください。手続きをいただかない場合、検査士資格は喪失となります。

今後は申請期日の厳守をお願いします。今回は特別に延長措置を行っております。

一般社団法人日本超音波検査学会にご在籍の方は、申請の際、必ず、検査学会の「在籍証明書」を添付してください。

なお、体調不良などの原因で更新ができなかった方は、証明書を添付の上、保留申請を行うことができます。詳しくはウェブサイトをご覧ください。保留申請は、検査士資格保有者が在籍する会の休会手続きを完了していることが必須条件となります。例えば、公益社団法人日本超音波医学会と一般社団法人日本超音波検査学会に在籍している方は両方の会の休会が必要です。

一般社団法人日本超音波検査学会の 2018 年 4 月 1 日からの休会申請は 2018 年 3 月 31 日が受付締切日ですので、ご了承ください。

公益社団法人日本超音波医学会の休会申請については、ご相談ください。

また、更新を辞退される場合は、公益社団法人日本超音波医学会事務局へご連絡ください。

※ 更新についての事前案内の葉書あるいは連絡をご希望の方は、住所もしくはメールアドレスの変更があった場合、必ず、公益社団法人日本超音波医学会へご連絡ください。

【更新申請(猶予含む)】 <https://www.jsum.or.jp/capacity/rms/update28.html>

【保留申請】 <https://www.jsum.or.jp/capacity/rms/hold.html>

2018 年 3 月 27 日